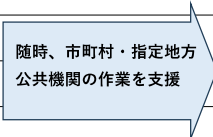


## 新型インフルエンザ等対策行動計画に係るスケジュール

|     |     | 国                        | 県                                                                                     | 市町村                  | 指定地方公共機関            |
|-----|-----|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------|
| R6年 | 7月  | ・政府行動計画を改定（7/2）          |                                                                                       |                      |                     |
|     | 8月  | ・ガイドラインを改定（8/30）         |                                                                                       |                      |                     |
|     | 9月  | ・東海北陸ブロック会議を開催（9/17）     | ・新型インフルエンザ等対策推進会議①で「骨子案」を協議（9/17）                                                     |                      |                     |
|     | 10月 |                          | ・県議会厚生環境委員会に「骨子案」を報告（10/7）                                                            |                      |                     |
|     |     |                          | ・感染症対策専門家会議①で「骨子案」の意見聴取（10/17）                                                        |                      |                     |
|     |     |                          | ・新型インフルエンザ等対策推進協議会①で「骨子案」を協議（10/24）                                                   | ・新型インフルエンザ等対策推進協議会①  | ・新型インフルエンザ等対策推進協議会① |
|     | 12月 |                          | ・感染症対策専門家会議②で「素案」の意見聴取（12/11～書面）                                                      |                      |                     |
|     |     |                          | ・新型インフルエンザ等対策推進会議②で「素案」を協議（12/11～書面）                                                  |                      |                     |
|     |     |                          | ・新型インフルエンザ等対策推進協議会②で「素案」を協議（12/11～書面）                                                 | ・新型インフルエンザ等対策推進協議会②  | ・新型インフルエンザ等対策推進協議会② |
|     |     |                          | ・内閣感染症危機管理統括庁に「素案」の事前確認を依頼（12/12）                                                     |                      |                     |
|     |     |                          | ・県議会厚生環境委員会に「素案」を報告（12/16）                                                            |                      |                     |
|     |     |                          | ・パブリック・コメント開始（12/20～1/18）                                                             |                      |                     |
|     |     | ・市町村行動計画作成の手引きを公表（12/26） |                                                                                       |                      |                     |
|     | 1月  |                          | ・感染症対策専門家会議③で意見への対応を報告（1/17）                                                          |                      |                     |
|     | 2月  |                          | ・感染症対策専門家会議④で「最終案」の意見聴取（2/26～書面）                                                      |                      |                     |
|     |     |                          | ・行動計画改定に係る市町村説明会を開催（2/28）                                                             | ・行動計画改定に係る市町村説明      |                     |
|     | 3月  |                          | ・県議会厚生環境委員会に「最終案」を報告（3/14）                                                            |                      |                     |
|     |     |                          | ・新型インフルエンザ等対策推進会議③で「最終案」を協議                                                           | 合同開催<br>（3/26）       |                     |
|     |     |                          | ・新型インフルエンザ等対策推進協議会③で「最終案」を協議                                                          |                      | ・新型インフルエンザ等対策推進協議会③ |
|     |     |                          | ・県計画を改定・公表（3月下旬）                                                                      |                      |                     |
|     |     |                          | ・国、市町村、関係機関に報告・通知（3月下旬）                                                               |                      | ・指定地方公共機関（新規）の指定    |
| R7年 |     |                          | ・県議会に計画を報告（5月）                                                                        |                      |                     |
|     |     | ・行動計画の取組状況を有識者会議に報告（6月）  |                                                                                       |                      |                     |
|     |     | ・行動計画の取組状況を各種会議に報告（下半期）  |  | ・市町村行動計画を改定・公表（3月目途） | ・事業計画を策定・改定（3月目途）   |
|     |     |                          |                                                                                       | ・県、関係機関等に報告・通知（3月目途） | ・県、市町村等に報告（3月目途）    |
| R8年 |     |                          |                                                                                       | ・市町村議会に計画を報告（6月目途）   |                     |



内閣感染症  
危機管理統括庁

## 市町村行動計画の変更について

---

## 市町村行動計画の変更について

○**新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）により、市町村は、都道府県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を作成する。**

○**市町村行動計画は、特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、また、政府行動計画及び都道府県行動計画と整合性をとる必要がある。**

**【市町村行動計画に定めるべき事項】**

- ・ 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ・ 次に掲げる措置に関する事項
  - 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
  - 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
  - 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ・ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ・ 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

○**新型コロナ対応や関係法令の改正等を踏まえ、R6年7月に政府行動計画が変更。これを受けて、現在、各都道府県において行動計画の変更が進められている。その完了（R7年春～夏見込み）以後、市町村行動計画の変更を行う必要がある。**

⇒**変更を支援するため、市町村行動計画作成の参考資料として平成25年度に作成した「市町村行動計画作成の手引き」（手引き）を更新し提供。**

## 市町村行動計画作成の手引きについて

### 手引きの内容

#### 1) 市町村行動計画の構成（例）

特措法（第8条）等に基づき最低限盛り込むべき内容を記した市町村行動計画の構成例を提示。

#### 2) 政府行動計画及び政府ガイドラインの市町村に関する内容の抜粋

- ・政府行動計画及び政府ガイドラインの具体的な取組項目のうち「市町村は～」 「地方公共団体は～」などと記載されている項目を抜粋し、政府行動計画の柱に沿って整理。  
（政府行動計画の項目は記載が必要となる内容であり、政府ガイドラインの項目は必ずしも記載する必要はないが、検討が望ましい内容。）
- ・記述の根拠となった政府行動計画又は政府ガイドラインのページを各項目に記載。  
（「行〇〇」は政府行動計画上のページ数を、「G〇〇」はガイドライン上のページ数）

#### 3) 「保健所設置市・特別区向け」と「それ以外の市町村向け」の2種類を作成

- ・保健所設置市・特別区向け  
政府行動計画及び政府ガイドライン中、「地方公共団体」「都道府県等」「保健所」「地方衛生研究所等」「保健所設置市等」「市町村」及び「消防機関」に関する項目を抜粋。
- ・それ以外の市町村向け  
政府行動計画及び政府ガイドライン中、「地方公共団体」「市町村」及び「消防機関」に関する項目を抜粋。

## 市町村行動計画の変更の進め方

### 変更完了時期の目途

- 市町村行動計画の変更は、令和8年7月（都道府県行動計画の1年後）までに完了させるのを目途とする。

#### 【特措法上必要なプロセス】

- ・学識経験者（感染症の専門家等）の意見聴取
- ・他の地方公共団体の長の意見聴取（他の地方公共団体に関係する事項を定める場合のみ）
- ・都道府県への報告
- ・議会への報告・公表

- 検討が本格化する令和7年夏以降、スケジュール及び進捗状況を定期的に照会（3カ月に一度程度を予定）。

### 都道府県の役割

#### 1. 市町村行動計画の変更への支援

市町村に対し、政府及び都道府県の取組に係る十分な情報提供、助言、質疑対応、スケジュール・進捗状況の確認等を実施。

#### 2. 都道府県独自の対策の市町村への周知

各都道府県独自で行動計画に盛り込んだ対策のうち市町村にも影響するものについては、必要に応じ「手引き」に追記を行う等により市町村へ周知し、市町村行動計画への記載、連携した取り組みを図る。

## 今後のスケジュール

---

|           |                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------|
| R6.12.26  | 手引きの公表、今後の進め方に関し事務連絡発出                                        |
| R7.1.8    | 全国都道府県感染症危機管理担当部局長会議                                          |
| R7.2月～    | 都道府県行動計画の進捗に係る毎月の照会とあわせて、市町村行動計画に係る都道府県による支援の実施状況に係る照会（月1回）   |
| R7.3月～7月頃 | 各都道府県において行動計画の変更が完了（見込み）                                      |
| R7.7月～    | 各都道府県に対し、県内市町村の行動計画変更のスケジュール及び進捗状況について照会、各都道府県限りで共有（3か月に1回程度） |
| ～R8.7月    | 市町村行動計画の変更完了                                                  |

※その他、政府行動計画に記載されている個別の対策項目については、必要に応じて統括庁より情報提供等を行う（例：業務継続計画の作成・変更）

## 参考：市町村行動計画に係る特措法の規定

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。  
（略）

（都道府県行動計画）

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

（中略）

3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。  
（中略）

8 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

（略）

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
  - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
  - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
  - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 前条第三項及び第八項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。



## 業務計画の改定に関する留意事項について

---

内閣官房内閣感染症危機管理統括庁

## 説明内容

---

1. 指定公共機関について . . . . . P 3
2. 指定公共機関における責務について . . . . . P 4
3. 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画について . . . . . P 5
4. 「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」の記載項目（例） . . P 6
5. 業務計画を改定する際の留意事項 . . . . . P 7
6. 改定までのスケジュール . . . . . P18
7. 業務計画の改定に当たり指定公共機関に行っていただきたいこと . . P19

# 1. 指定公共機関について

## □ 目的

新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、医薬品や医療機器等の製造又は販売や電気、ガス、輸送、通信などの公益性のある事業を行う法人が新型インフルエンザ等対策を実施し、社会インフラの維持を図ること。

## □ 指定公共機関の定義（法第2条第7号）

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会等の公共的機関及び医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

## □ 責務（法第3条第5項、第6項）

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- ・国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

## □ 業務計画（法第9条）

指定公共機関等は、政府行動計画等に基づき、その業務に関し、下記の事項を定めた新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、政府等に報告。また、関係地方公共団体へ通知し、要旨を公表しなければならない。

- ①指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
- ②新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- ④その他、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

※本資料において、「法」は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）を指す。

## 2. 指定公共機関における責務について

### □ 各業種の指定公共機関の責務

#### ○独立行政法人

- ・都道府県、市町村から職員の派遣要請があったときは、職員を派遣（法第38条第1項）

#### ○医療機関 / 医薬品等製造販売業者等

- ・医療又は医薬品若しくは医療機器の製造/販売の確保（法第47条）
- ・国（都道府県）の要請/指示に応じ医薬品/医療機器の配送（法第54条第2項、第3項）

#### ○電気 / ガス事業者等

- ・電気 / ガスの安定的かつ適切な供給（法第52条第1項）

#### ○運送事業者

- ・旅客及び貨物の運送（法第53条第1項）
- ・国（都道府県）の要請/指示に応じ緊急物資の運送（法第54条第1項、3項）

#### ○電気通信事業者

- ・通信の確保、新型インフル等緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的取扱（法第53条第2項）

#### ○郵便事業者 / 一般信書便事業者

- ・郵便及び信書便の確保（法第53条第3項）

#### ○日本銀行

- ・信用秩序の維持（法第61条）

### □ その他の業種によらない共通の責務

- ①新型インフルエンザ等発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する（再掲）（法第3条第5項）
- ②国、地方公共団体並びに指定公共機関は、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない（再掲）（法第3条第6条）
- ③業務計画の作成及び国への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表（法第9条）
- ④業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄/整備/点検、施設・設備の整備/点検（法第10条）
- ⑤それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、訓練を行うよう努めなければならない（法第12条）
- ⑥政府対策本部長、又は都道府県対策本部長による総合調整、指示（法第20条、24条、33条）
- ⑦国（都道府県）に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる（法第27条）

### 3. 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画について

#### □ 指定公共機関の業務計画（法第9条）

- ・ 指定公共機関は、政府行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成するものとする。（第1項）
- ・ 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。（第2項）
  - 一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
  - 二 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
  - 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項
- ・ 指定公共機関は、その業務計画を作成したときは、速やかに、所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、当該指定公共機関に対し、必要な助言をすることができる。（第3項）
- ・ 指定公共機関は、その業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。（第4項）
- ・ 指定公共機関は、業務計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。（第5項）

## 4. 「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」の記載項目（例）

|                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 総則（目的・基本方針）                                                                                                                                                 |
| (1) 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の目的・基本方針<br>(2) 業務計画の運用                                                                                                                |
| 2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制                                                                                                                                           |
| (1) <u>新型インフルエンザ等対策の実施体制</u> （法第9条第2項第2号）<br>(2) 情報収集・共有体制<br>(3) <u>関係機関との連携</u> （法第9条第2項第3号）                                                                 |
| 3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項                                                                                                                                          |
| (1) <u>新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法</u> （法第9条第2項第1号）<br>・ 新型インフルエンザ等対策の具体的な内容<br>・ 人員計画 等<br>(2) <u>感染対策の検討・実施</u> （法第9条第2項第4号、第10条）<br>・ 職場における感染対策<br>・ 物資及び資材の備蓄 |
| 4. 教育・訓練、点検・改善                                                                                                                                                 |
| (1) 教育・ <u>訓練</u> （法第12条）<br>(2) 点検・改善（業務計画の見直し等）                                                                                                              |
| 5. その他                                                                                                                                                         |

※下線（赤字）部分は法律で定められた項目。

## 5. 業務計画を改定する際の留意事項

以下に、政府行動計画等の改定に伴う指定公共機関の業務計画を改定する際の留意事項を示す。なお、ここで示す留意事項は、業務計画の改定に当たってのポイントであり、ここで提示するポイント以外にも必要な体制構築や取組について検討を行っていくことが望ましい。

### 1. 総則（目的・基本方針）

#### （1）新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の目的・基本方針（※1）

- ・法第9条の規定により、政府行動計画に基づいて作成するものであり、新型インフルエンザ等が発生した場合においても、国や地方公共団体等と相互に協力し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするため、指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容を定めるものである。

#### （2）業務計画の運用（対象とする感染症、想定するリスクの範囲など）（※2、※3）

- ・従業員等の安全確保を最優先としつつ、各指定公共機関の新型インフルエンザ等対策業務を実施する。なお、事前に想定したとおりに事態が進展するとは限らないことから、国等が提供する正確な情報を適宜入手し、的確な行動をとることが重要である。

※1：目的・基本方針について

政府行動計画（令和6年7月2日改定）において、下記の2点が対策の目的及び基本的な戦略とされている点に留意する。

- 1）感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する
- 2）国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

## 5. 業務計画を改定する際の留意事項

### ※2：対象とする感染症、被害状況の想定について

特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、検討することが望ましい。

新型インフルエンザ等対策ガイドラインでは、社会経済への影響の目安として、例えば、従業員の最大40%程度の欠勤が想定することなどが示されている点に留意する。

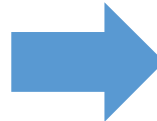
(事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン)

米国の国土安全保障会議や労働安全衛生局のガイドライン等において、従業員の欠勤率が最大40%と想定されていること等を踏まえ、国は、指定（地方）公共機関の業務計画策定時の留意事項として従前から、同程度の欠勤を政府行動計画において想定していることを示していた。新型コロナ対応においては当該業務計画に基づき対応が行われ、同水準の欠勤を想定した指定公共機関等において、おおむね継続すべき優先業務の継続がなされた。

なお、当該水準は目安であり、実際には、業態に応じた柔軟な想定が組み合わされることが重要であり、その際には、新型コロナ対応を経たりリモートワークの普及や感染症による影響の長期化の可能性も踏まえる必要がある。

#### 旧政府行動計画における被害想定

- 発病率：全人口の約25%
- 医療機関受診患者数：1,300万人～2,500万人
- 死亡者数：17万人～64万人
- 従業員の欠勤：最大40%程度  
(ピーク時の約2週間)



旧政府行動計画における被害想定は、基本的に新型インフルエンザを念頭とする特定のシナリオを想定して試算が行われたものである。今般改定された政府行動計画では、新型コロナを含む幅広い呼吸器感染症等に対応し、複数のシナリオを想定するため、被害想定の記事は削除することとした。

## 5. 業務計画を改定する際の留意事項

### ※3：発生段階の区分変更

新型コロナ対応を踏まえ、グローバル化により新型インフルエンザ等が時を置かずに世界中へ拡散する可能性が高まっているため、海外発生期と国内発生早期の違いがほとんど無くなるなど、発生状況に応じた対策の変更の必要性が下がっていること、新型インフルエンザ等の覚知や政府対策本部の設置の前後で大きく対策が変わるため、ここをポイントとすることで対策の機動的な切替が可能となることから変更を行った。

発生段階の考え方は、政府行動計画の改定に伴い変更となったが、業務計画のベースとなる考え方「新型インフルエンザ等発生時においても新型インフルエンザ等対策業務の実施・継続」等である点は変わらないことを踏まえ、各指定公共機関における平時の準備や新型インフルエンザ等発生時の実施体制の在り方に応じて、発生段階の考え方を柔軟に整理いただきたい。

【旧】政府行動計画

| 発生段階   | 状態                                                      |
|--------|---------------------------------------------------------|
| 未発生期   | 新型インフルエンザ等が発生していない状態                                    |
| 海外発生期  | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態                                    |
| 国内発生早期 | 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |
| 国内感染期  | 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態          |
| 小康期    | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態                     |

【改定】政府行動計画

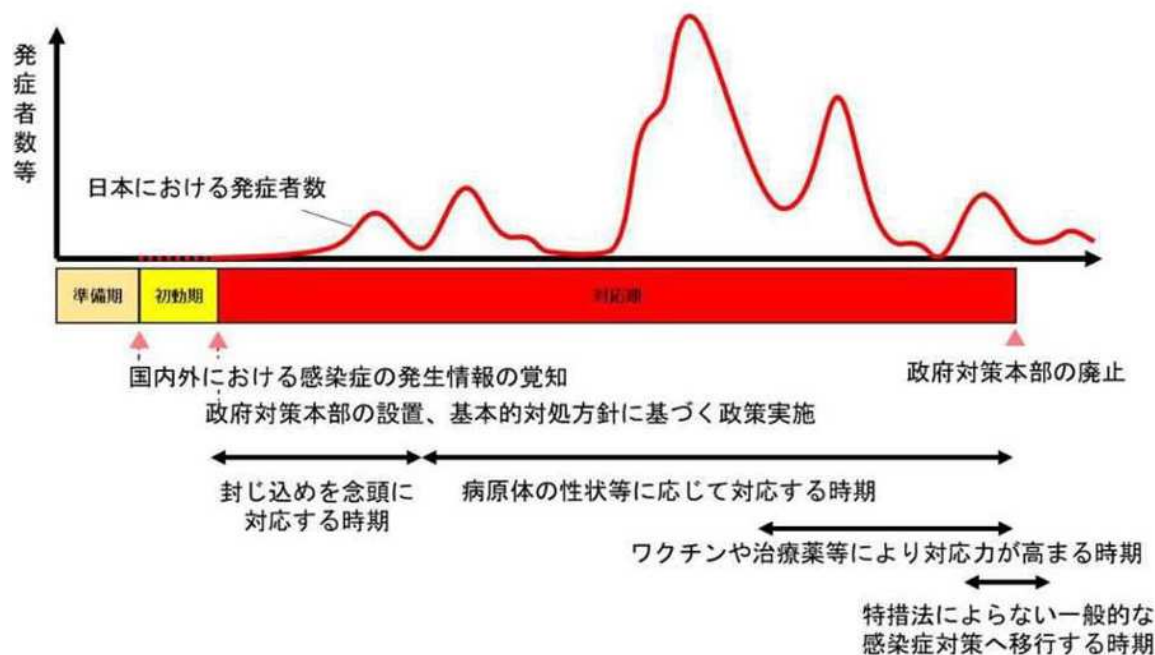
| 発生段階 | 状態                                                 |
|------|----------------------------------------------------|
| 準備期  | 新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで                             |
| 初動期  | 新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで |
| 対応期  | 初動期以後、政府対策本部が廃止されるまで                               |

## 5. 業務計画を改定する際の留意事項

### ※3：発生段階の区分変更

政府行動計画では、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を区分し、感染症危機対応を行うこととしている。下図に示す通り、対応期については、4つの時期に区分する。

【新型インフルエンザ等発生時の発症者数のイメージ】



※ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されることに留意すること。

## 5. 業務計画を改定する際の留意事項

### 2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

#### (1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- ・ 平時の体制及び発生時における新型インフルエンザ等対策の実施体制  
(対策会議、対策本部等)
- ・ 対策本部等の設置場所
- ・ 実施体制(本部長、構成員)等の検討  
(構成員の欠勤を想定し、代理者を検討しておくことが望ましい)
- ・ 意思決定体制、指揮命令系統の構築  
(分散した事業所がある場合は、流行時に各事業所での判断を求めるのか整理をしておくことが望ましい)

#### (2) 情報収集・共有体制

- ・ 平時における情報収集・共有体制の構築  
(国、地方公共団体等からの情報収集、業界団体、関係機関等との情報共有方法の検討)
- ・ 発生時における情報収集・共有の実施方法(※4)  
(新型インフルエンザ等の発生初期においては、必ずしも十分な科学的知見が得られるとは限らず、一定の不確実性を伴うことに留意すること)
- ・ 従業員等の発症状況や欠勤の可能性等の確認方法
- ・ 従業員等への情報提供方法等の検討

## 5. 業務計画を改定する際の留意事項

### 2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

#### (3) 関係機関との連携

- ・ 新型インフルエンザ等対策業務実施に当たり連携が必要となる関係機関のリストアップ  
(例：国、地方公共団体、業界団体、同業他社、取引先企業等)
- ・ 発生時における連携方法の検討 (※5)  
(例：機関内における情報共有ルートの構築、関係機関との連絡先の共有、協力体制の検討等)

#### ※4：発生時における情報提供・共有の方法

現在のみならず将来を含めた一貫性を確保するため、情報は現時点におけるものであり、更新され得る旨をあらかじめ付記しておくことや、残っている古い情報に依拠してしまうことによる混乱をできるだけ防ぐため、各種情報には更新時期を明記しておくことも重要である。

(情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン)

#### ※5：発生時における関係者との連携について

新型インフルエンザ等が大流行した場合、その影響は長期間にわたって全世界に及び、サプライチェーンの確保が困難となることも予想される。事業者は、重要業務の継続に不可欠な取引事業者を洗い出し、新型インフルエンザ等発生時においても重要業務が継続できるよう、当該取引事業者とともに必要な対策について検討を行う。その際、海外事業者との取引を含めた周到な対策を講じておくことも重要となる。

(事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン)

(参考) 令和5年度調査事業調査報告書 P7～21、52～70

[https://www.caicm.go.jp/action/survey/surveyr05\\_shiteikikan/files/report.pdf](https://www.caicm.go.jp/action/survey/surveyr05_shiteikikan/files/report.pdf)

## 5. 業務計画を改定する際の留意事項

### 3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

#### (1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

##### ・特措法で求められる新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容

(参考)

- ・医療機関/医薬品等製造販売業者等：医療又は医薬品若しくは医療機器の製造/販売の確保（法第47条）  
国（都道府県）の要請/指示に応じ医薬品/医療機器の配送（法第54条第2項、第3項）
- ・電気/ガス事業者等：電気/ガスの安定的かつ適切な供給（法第52条第1項）
- ・運送事業者：旅客及び貨物の運送（法第53条第1項）  
国（都道府県）の要請/指示に応じ緊急物資の運送（法第54条第1項、第3項）
- ・電気通信事業者：通信の確保、新型インフル等緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的取扱（法第53条第2項）
- ・郵便/一般信書便事業者：郵便及び信書便の確保（法第53条第3項）
- ・日本銀行：信用秩序の維持（法第61条）

##### ・発生時の人員計画の立案（※6、※7）

※出勤率が低下した場合の新型インフルエンザ等対策業務の継続方法

※感染リスクを低下するための業務実施方法の検討

（重要業務への重点化、出張や対面の会議の中止、テレワーク、時差出勤等）

##### ・業務実施に必要なとなる設備（情報システム、配送システム等）、関係機関との連携など

#### ※6：発生時の人員計画立案時の留意事項

新型インフルエンザ等の感染拡大時は、職場における感染対策による出勤者数の調整や、従業員本人の発症や発症した家族等の看病等で、一時的には、多くの従業員が欠勤することが予想される。また、その他の理由として、まん延防止対策として地域全体での学校・保育施設等の臨時休業が実施される場合、乳幼児・児童等については、基本的には、保護者が自宅で付き添うことが想定されることを勘案し、計画的に重要業務の継続や一部業務の縮小・休止することが求められることに留意する。

## 5. 業務計画を改定する際の留意事項

---

### ※7：特定接種の位置づけ

特定接種とは、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。（法第28条）

特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定されるため、各指定公共機関（登録事業者）の接種の有無、接種可能数は、発生後に確定される。なお、特定接種が行われない場合においても業務の継続が可能となるよう、業務計画を作成することが求められる。

また、ワクチンについては、副反応のおそれがあること、接種を行っても完全には感染を防ぐことができないため接種後にも感染対策を講じなければならないこと、また、発生状況に応じて、特定接種が行われない場合があることについて、本人に説明して同意を得ておく必要がある。

※登録事業者とは、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働省が管理する特定接種管理システムに申請し、登録を受けたものを指す。  
（5年おきに更新が必要）

## 5. 業務計画を改定する際の留意事項

### 3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

#### (2) 感染対策の検討・実施

##### ・職場における感染対策の検討・実施

自らの業態も踏まえ、職場ごとに評価し、感染リスクを低減する方法を検討し、平時から開始できる基本的な感染対策を実施していくことが望ましい。

(例：症状のある従業員の出勤停止、手指消毒設備の設置、マスク着用等の咳エチケット、適切な換気の実施等)

##### ・物資及び資材の備蓄品の検討、備蓄の実施(※8)

(一般的な企業における備蓄品として、消毒用エタノール、手指消毒用アルコール製剤、不織布製マスクなどが想定される。)

#### ※8：物資及び資材の備蓄

業務計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策業務に必要な医薬品、医療機器、个人防护具その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。物資及び資材の備蓄は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(法第10条、第11条)

なお、使用推奨期限等がある備蓄については、ローリングストックを推奨する等、期限を確認の上備蓄することが望ましい。

(参考) 令和5年度調査事業調査報告書 P22～51

[https://www.caicm.go.jp/action/survey/surveyr05\\_shiteikikan/files/report.pdf](https://www.caicm.go.jp/action/survey/surveyr05_shiteikikan/files/report.pdf)

## 5. 業務計画を改定する際の留意事項

### 4. 教育・訓練、点検・改善

#### (1) 教育・訓練

- ・感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く持っていただくとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするのが重要である。
- ・従業員等に対する教育・訓練の計画、実施（※9）  
（例：感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（発熱している従業員の出勤停止、マスク着用等の咳エチケット・手洗い・換気等の基本的な感染対策、人混みを避ける等の公衆衛生対策等）、個人防護具の着脱訓練、業務計画に関する周知等）
- ・他の指定行政機関の長等、関係機関と連携した多様なシナリオによる訓練の計画、実施

#### (2) 点検・改善（業務計画の見直し等）

- ・訓練の実施等を通じて、平時の備えや有事における実施体制等について不断の点検や改善を行い、必要に応じて業務計画の見直しを行う。

#### ※9：感染対策に関する教育・訓練

感染対策は、経営者から従業員一人一人まで全員による行動変容が重要である。そのため、現時点で始める基本的な感染対策を決め、経営者自らが率先して実践することが望まれる。

また、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではない。事業者は従業員等に対し、感染者等への偏見・差別等を防ぐために必要な啓発を行うことが望ましい。

（事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン）

（参考）令和5年度調査事業調査報告書 P71～101

[https://www.caicm.go.jp/action/survey/surveyr05\\_shiteikikan/files/report.pdf](https://www.caicm.go.jp/action/survey/surveyr05_shiteikikan/files/report.pdf)

## 5. 業務計画を改定する際の留意事項

---

### 5. その他

- ・各業界・事業者独自の課題等を記載  
(例：新型インフルエンザ発生時の効果的な対策に関する研究、一部縮小又は休止する業務に関する周知)
- ・新型コロナ対応を踏まえた経験等を記載  
必須の記載事項ではないが、後世への参考情報とする目的で、当時の体制や経験を記載する。なお、次の感染症危機においてもその体制や経験が有効であるかどうかは、発生する病原体の病原性や感染性等に応じて変化するものであることに留意すること。

(参考) 令和5年度調査事業調査報告書 P102～116

[https://www.caicm.go.jp/action/survey/surveyr05\\_shiteikikan/files/report.pdf](https://www.caicm.go.jp/action/survey/surveyr05_shiteikikan/files/report.pdf)

## 6. 改定までのスケジュール

### 今後のスケジュール

| 令和6年             |                                  |
|------------------|----------------------------------|
| 7月2日             | 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 改定            |
| 8月30日            | 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン 改定      |
| 9月4日<br>9月6日     | 新型インフルエンザ等対策に関する指定公共機関に係る説明会（本日） |
| ↓                | 各指定公共機関において順次改定の検討               |
| 令和7年             |                                  |
| ↓                | ↓                                |
| 3月<br>↓<br>数か月以内 | 業務計画の改定を完了                       |

※都道府県行動計画の内容を踏まえて作成する必要がある場合は、当該行動計画の改定後にその内容を踏まえて改定を進めていただいても差し支えありません。

## 7. 業務計画の改定に当たり指定公共機関に行っていたきたいこと

---

- 指定公共機関が業務計画の改定の検討を行う際に、所管省庁や関係地方公共団体等に情報の提供、意見の陳述、その他必要な協力を求めることができるため、必要に応じて所管省庁や関係地方公共団体等へお問い合わせいただきたい。
- 指定公共機関において、業務計画の改定を行った際は、所管省庁にその旨を報告するとともに関係地方公共団体に通知し、業務計画の要旨を指定公共機関のHPに公表していただきたい。
- 今般改定された政府行動計画の内容も踏まえて、BCP（業務継続計画）についても、必要に応じて見直しを行っていたきたい。

（参考）業務計画（法第9条 簡易要約）

指定公共機関等は、政府行動計画等に基づき、その業務に関し下記の事項を定めた新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合に、指定公共機関は、指定行政機関等に情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。加えて、関係地方公共団体へ通知し、要旨を公表しなければならない。

- ①指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
- ②新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- ④その他、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

# (参考1) 指定公共機関一覧

119機関 (令和5年11月1日現在)

| 業種 | 事業者名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 業種 | 事業者名                                                                                                                                                                                                                                                                         | 業種       | 事業者名                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療 | 独立行政法人労働者健康安全機構<br>独立行政法人国立病院機構<br>独立行政法人地域医療機能推進機構<br>国立研究開発法人国立国際医療研究センター<br>日本赤十字社<br>公益社団法人日本医師会<br>公益社団法人日本歯科医師会<br>公益社団法人日本薬剤師会<br>公益社団法人日本看護協会<br>公益社団法人全日本病院協会<br>一般社団法人日本医療法人協会<br>一般社団法人日本病院会<br>武田薬品工業株式会社<br>グラクソ・スミスクライン株式会社<br>KMバイオロジクス株式会社<br>沢井製薬株式会社<br>塩野義製薬株式会社<br>第一三共株式会社<br>中外製薬株式会社<br>株式会社ジェイ・エム・エス<br>株式会社トップ<br>テルモ株式会社<br>ニプロ株式会社<br>富士フイルム富山化学株式会社<br>一般社団法人日本ワクチン産業協会<br>一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 |    | 東京電力エナジーパートナー株式会社<br>東京電力パワーグリッド株式会社<br>東京電力ホールディングス株式会社<br>東京電力リニューアブルパワー株式会社<br>東北電力株式会社<br>東北電力ネットワーク株式会社<br>北陸電力株式会社<br>北陸電力送配電株式会社<br>北海道電力株式会社<br>北海道電力ネットワーク株式会社<br>電源開発株式会社<br>電源開発送変電ネットワーク株式会社<br>日本原子力発電株式会社                                                      |          | 阪急電鉄株式会社<br>阪神電気鉄道株式会社                                                                                                                                                                                                                    |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ガス | 大阪瓦斯株式会社<br>大阪ガスネットワーク株式会社<br>西部瓦斯株式会社<br>東京瓦斯株式会社<br>東京ガスネットワーク株式会社<br>東邦瓦斯株式会社<br>東邦ガスネットワーク株式会社                                                                                                                                                                           | 貨物<br>運送 | 佐川急便株式会社<br>西濃運輸株式会社<br>日本通運株式会社<br>福山通運株式会社<br>ヤマト運輸株式会社                                                                                                                                                                                 |
| 電気 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 鉄道 | 北海道旅客鉄道株式会社<br>四国旅客鉄道株式会社<br>九州旅客鉄道株式会社<br>日本貨物鉄道株式会社<br>東京地下鉄株式会社<br>東海旅客鉄道株式会社<br>西日本旅客鉄道株式会社<br>東日本旅客鉄道株式会社<br>小田急電鉄株式会社<br>近畿日本鉄道株式会社<br>京王電鉄株式会社<br>京成電鉄株式会社<br>京阪電気鉄道株式会社<br>京浜急行電鉄株式会社<br>首都圏新都市鉄道株式会社<br>西武鉄道株式会社<br>東急電鉄株式会社<br>東武鉄道株式会社<br>名古屋鉄道株式会社<br>南海電気鉄道株式会社 | 空港<br>管理 | 新関西国際空港株式会社<br>中部国際空港株式会社<br>成田国際空港株式会社                                                                                                                                                                                                   |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 航空       | 全日本空輸株式会社<br>日本航空株式会社                                                                                                                                                                                                                     |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 海運       | オーシャントランス株式会社<br>株式会社商船三井さんふらわあ<br>新日本海フェリー株式会社<br>太平洋フェリー株式会社<br>マルエーフェリー株式会社<br>株式会社商船三井<br>川崎汽船株式会社<br>日本郵船株式会社<br>旭タンカー株式会社<br>井本商運株式会社<br>上野トランステック株式会社<br>川崎近海汽船株式会社<br>近海郵船株式会社<br>栗林商船株式会社<br>鶴見サンマリン株式会社<br>NX海運株式会社<br>琉球海運株式会社 |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 金融       | 日本銀行                                                                                                                                                                                                                                      |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 報道       | 日本放送協会                                                                                                                                                                                                                                    |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 通信       | 日本電信電話株式会社<br>東日本電信電話株式会社<br>西日本電信電話株式会社<br>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社<br>KDDI株式会社<br>ソフトバンク株式会社<br>株式会社NTTドコモ                                                                                                                               |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |                                                                                                                                                                                                                                                                              | 郵便       | 日本郵便株式会社                                                                                                                                                                                                                                  |

## (参考2) 令和5年度調査事業－指定公共機関の業務計画－

### ◆調査概要

本調査においては、特措法に基づく指定公共機関を対象とし、新型コロナウイルス感染症発生前に定めていた業務計画の内容や業務計画の実施に対する課題、好事例等を把握し、業務計画の改定に向けて参考となる情報を収集・分析することを目的として、アンケート調査、ヒアリング調査を実施。

([https://www.caicm.go.jp/action/survey/surveyr05\\_shiteikikan/index.html](https://www.caicm.go.jp/action/survey/surveyr05_shiteikikan/index.html))

### ◆アンケート調査

#### ◆調査対象

指定公共機関119機関

#### ◆調査時期

令和6年1月19日～3月15日

| 項目                | 調査内容                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I 実施体制            | <ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定体制・意思決定方法</li> <li>平時や発生時における情報収集・共有体制や関係機関との連携体制</li> </ul>                                                                                                      |
| II 発生時の職場における感染対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>職場内における感染予防のためのリスク低減方法</li> <li>従業員への周知・指導</li> <li>個人防護具、マスクや消毒等の備蓄</li> </ul>                                                                                       |
| III 発生時の事業継続      | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁／自治体との協議</li> <li>事業者団体、取引事業者等との協議</li> </ul>                                                                                                                     |
| IV 訓練・教育の実施       | <ul style="list-style-type: none"> <li>発生前に実施していた訓練で有効であった訓練</li> <li>今後実施すべきと考える訓練</li> <li>令和5年5月8日以降の訓練の実施状況</li> </ul>                                                                                   |
| V 業務計画の見直し        | <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで業務計画を変更した回数(発生前後)</li> <li>業務計画を変更した場合、その内容・理由</li> <li>業務計画を変更しなかった場合、その理由</li> <li>業務計画の見直しを行う上での課題</li> <li>業務計画の変更を行うに当たって必要な期間</li> </ul>                    |
| VI 事例収集           | <ul style="list-style-type: none"> <li>業務計画に記載されていない取組の実施状況</li> <li>業務計画を策定していたことで業務継続で有効であった事例</li> <li>業務計画への記載の有無に関わらず新型インフルエンザ等対策として実施した取組事例</li> <li>業務計画に記載の新型インフルエンザ等対策として有効に機能しなかった取組や課題</li> </ul> |
| VII その他           | <ul style="list-style-type: none"> <li>政府と指定公共機関の間で情報交換等ができる場に関する要望</li> <li>新型インフルエンザ等対策を実施する上で必要な支援</li> </ul>                                                                                             |

### ◆ヒアリング調査

#### ◆調査対象

全国の指定公共機関のうち各業種1機関ずつを対象とし、協力の得られた11機関

#### ◆調査時期 令和6年2月27日～3月22日

| 項目                           | 調査内容                                                                                                                 |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I 基本情報                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症により事業継続が危ぶまれた経験の有無</li> <li>業務計画において想定していた欠勤率等と実際の状況 等</li> </ul> |
| II 業務計画の具体的内容                | <ul style="list-style-type: none"> <li>感染対策、備蓄、訓練等に関する各種取組と成果・課題</li> </ul>                                          |
| III 新型コロナウイルス感染症流行時における対応と課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>国や自治体との調整で課題となった点、調整したことで良かった点 等</li> </ul>                                   |
| IV 業務計画の見直し状況                | <ul style="list-style-type: none"> <li>業務計画の見直し状況</li> <li>今後の展望</li> </ul>                                          |

## (参考3) 政府行動計画における指定公共機関関連の記載(抜粋)

各指定公共機関で政府行動計画を網羅的に確認して改定内容を検討することは困難かと存じますので、参考として指定公共機関に関連する記載を抜粋しました。

| P 部 章 節  | 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 29 2 1 4 | <p>国、都道府県、市町村又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、本政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。</p> <p>(1) 平時の備えの整理や拡充</p> <p>感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。</p> <p>(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理</p> <p>将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。</p> <p>(ウ) 関係者や国民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善</p> <p>感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や国民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。</p> |
| 35 2 1 5 | <p>(4) 指定(地方)公共機関の役割</p> <p>指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 55 2 3 2 | <p>(6) 指定(地方)公共機関業務計画</p> <p>指定(地方)公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果やDXの推進やテレワークの普及状況等も踏まえながら業務計画の必要を見直しを行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

## (参考3) 政府行動計画における指定公共機関関連の記載 (抜粋)

| P 部 章 節       |   |   |   | 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------|---|---|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 56<br>～<br>58 | 3 | 1 | 1 | <p>(2) 所要の対応<br/>1-2. 実践的な訓練の実施<br/>国、JHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、<b>新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施</b>する。（統括庁、厚生労働省、その他全庁）</p> <p>1-4. 地方公共団体等の行動計画等の作成や体制整備・強化<br/>⑤ 都道府県、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関等は、<b>新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政官等の養成等を行う</b>。特に都道府県等は、国やJHS、都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や地方衛生研究所等の人材の確保や育成に努める。国及びJHSは、これらの人材確保や育成の取組を支援する。（統括庁、厚生労働省、関係省庁）</p> <p>1-5. 国及び地方公共団体等の連携の強化<br/>① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、<b>平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施</b>する。（統括庁、その他全庁）<br/>② 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、<b>国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築</b>する。（統括庁、厚生労働省、業所管省庁）</p> |
|               |   |   |   | <p>(2) 所要の対応<br/>1-2. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等<br/>④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、<b>適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等</b>が想定される。国は、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏まえ、指定（地方）公共機関に周知する。（国土交通省、統括庁、厚生労働省）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|               |   |   |   | <p>(2) 所要の対応<br/>1-2. 感染症対策物資等の備蓄等<br/>① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、<b>その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する</b>。<br/>なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（厚生労働省、その他全庁）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## (参考3) 政府行動計画における指定公共機関関連の記載 (抜粋)

| P 部 章 節                | 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 198 3 12 3             | <p>(2) 所要の対応</p> <p>3-6. 備蓄物資等の供給に関する相互協力<br/> 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、<b>各省庁や地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。</b>（厚生労働省、その他全省庁）</p> <p>3-7. 緊急物資の運送等<br/> ① 国及び都道府県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、<b>感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。</b>また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、<b>医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。</b>（厚生労働省、国土交通省）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 201<br>～<br>202 3 13 1 | <p>(2) 所要の対応</p> <p>1-4. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備<br/> 1-4-1. 業務継続計画の策定の勧奨及び支援<br/> ② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、<b>職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等</b>について、<b>業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。</b>（統括庁、指定公共機関所管省庁）</p> <p>1-5. 緊急物資運送等の体制整備<br/> 国は、都道府県と連携し、<b>新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。</b>（厚生労働省、国土交通省、関係省庁）</p> <p>1-6. 物資及び資材の備蓄<br/> ① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-2で備蓄する感染症対策物資等のほか、<b>その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。</b><br/> なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（統括庁、その他全省庁）</p> |
| 203 3 13 2             | <p>(2) 所要の対応</p> <p>2-1. 事業継続に向けた準備等の要請<br/> ② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画に基づき、<b>国及び都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。</b>国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。（指定公共機関所管省庁、業所管省庁）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

## (参考3) 政府行動計画における指定公共機関関連の記載 (抜粋)

| P 部 章 節                                | 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>208<br/>～<br/>210</p> <p>3 13 3</p> | <p>(2) 所要の対応<br/> 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応<br/> 3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等<br/> ③ 指定（地方）公共機関等は、業務計画に基づき、<b>その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する</b>。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。（指定公共機関所管省庁、業所管省庁）</p> <p>3-2-3. 地方公共団体及び指定（地方）公共機関による国民生活及び国民経済の安定に関する措置<br/> 以下①から⑤までの事業者である都道府県及び市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの都道府県行動計画又は市町村行動計画、<b>業務計画に基づき、必要な措置を講ずる</b>。</p> <p>① 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関<br/> <b>電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置</b></p> <p>② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である都道府県、市町村及び指定地方公共機関<br/> <b>水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置</b></p> <p>③ 運送事業者である指定（地方）公共機関<br/> <b>旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置</b></p> <p>④ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関<br/> <b>通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置</b></p> <p>⑤ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関<br/> <b>郵便及び信書便を確保するため必要な措置</b></p> <p>また、国又は都道府県は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する。また、国又は都道府県は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。（指定公共機関所管省庁）</p> <p>3-3-4. 通貨及び金融の安定<br/> 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、業務計画に基づき、我が国の中央銀行として、<b>銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</b>を行うとともに、銀行その他の<b>金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保</b>を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講ずる。（財務省、金融庁）</p> |

## (参考4) 関係ガイドラインの一覧表

関係ガイドライン一覧表

○：関連記載あり

△：必要に応じて参照すべき記載内容あり

| 業種分類／ガイドライン番号 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ |
|---------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 独立行政法人（医療）    | ○ | ○ | ○ |   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |   |
| 公共的機関         | △ | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |   |
| 医療            | △ | ○ | △ |   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |   |
| 電気            |   |   | △ |   | ○ | ○ |   |   |   |   |   | ○ |   |
| ガス            |   |   | △ |   | ○ | ○ |   |   |   |   |   | ○ |   |
| 外航・内航、フェリー    |   |   | △ | ○ | ○ | ○ |   |   | ○ |   | △ | ○ |   |
| 航空            |   |   | △ | ○ | ○ | ○ |   |   | ○ |   | △ | ○ |   |
| 鉄道            |   |   | △ |   | ○ | ○ |   |   |   |   |   | ○ |   |
| 郵便・貨物自動車運送    |   |   | △ |   | ○ | ○ |   |   |   |   | △ | ○ |   |
| 電気通信          |   |   | △ |   | ○ | ○ |   |   |   |   |   | ○ |   |

①情報収集・分析

②サーベイランス

③情報提供・共有、リスクコミュニケーション

④水際

⑤まん延防止

⑥予防接種（ワクチン）

⑦医療

⑧治療薬・治療法

⑨検査

⑩保健

⑪物資の確保

⑫事業者・職場

⑬埋火葬

※統括庁HPにおける指定公共機関一覧の業種を参考に分類

([https://www.caicm.go.jp/information/business/influenza/public\\_agent.html](https://www.caicm.go.jp/information/business/influenza/public_agent.html))

※業種分類に含まれるすべての指定公共機関に該当するものではなく、関係する指定公共機関が1機関でも含まれていれば記号を付す整理としていることに留意すること。

## (参考5) 特定接種の登録事業者について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

□ 登録事業者の定義（法第28条第1項第1号）

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

□ 責務（法第4条第3項）

・新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

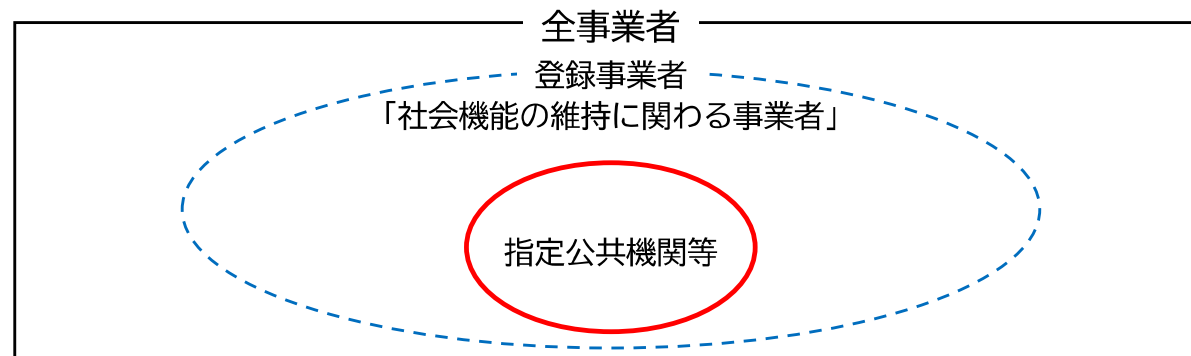
□ 特定接種（法第28条）

特定接種（登録事業者を対象に行う臨時的な予防接種）の対象となる。

（※コロナ禍では、特定接種の枠組みは活用せず、予防接種法の下、接種を実施）

□ 業務継続計画（BCP）（平成25年厚生労働省告示第370号）

登録事業者は、業務継続計画（BCP）を策定し、その一部を登録時に提出する。



## (参考6) 「業務計画」と「業務継続計画（BCP）」について

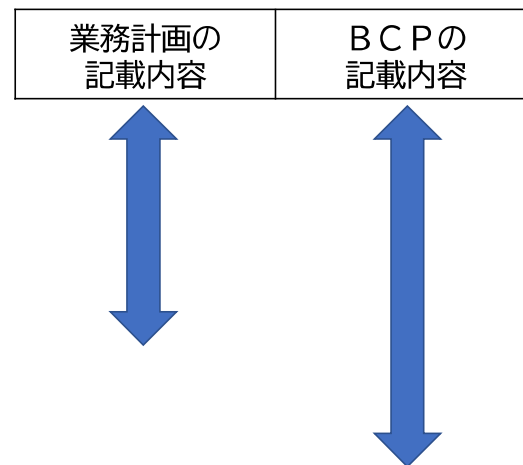
|           | 新型インフルエンザ等対策に関する<br>業務計画（指定公共機関）                                                      | 特定接種に関するBCP（登録事業者）                                                                                 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 根拠<br>法令等 | 法第9条において義務化                                                                           | 平成25年厚生労働省告示第370号において<br>義務化                                                                       |
| 目的        | 法第3条第5項、第6項の規定に基づき指<br>定公共機関の責務を全うするため                                                | 法第4条第3項の規定に基づき業務を継続<br>的に実施するよう努めなければならないた<br>め                                                    |
| 策定者       | 法第2条第7号に規定<br>・ 指定公共機関                                                                | 法第28条第1項第1号に規定<br>・ 医療の提供の業務又は国民生活及び国民<br>経済の安定に寄与する業務を行う事業者                                       |
| 記載<br>概要  | 法第9条第2項に規定<br>・ 新型インフルエンザ等対策の内容及び実<br>施方法<br>・ 実施体制<br>・ 関係機関との連携<br>・ その他対策の実施に必要な事項 | 特定接種登録要領に規定<br>・ 業務継続方針<br>・ 重要業務、縮小業務及び休止業務の分類<br>並びに重要業務の継続方針<br>・ 重要業務継続のための具体的方策<br>・ その他必要な事項 |

## (参考7) 「業務計画」と「BCP」の関係 (イメージ)

### <対象業務の範囲の考え方>

- 基本的には業務計画は「新型インフルエンザ等対策業務」及び当該業務を実施するための体制（人員計画等）を記載するものである。
- 一方、BCPは、一般的に通常業務のうち「重要業務」と「縮小・休止業務」を分類するとともに、「重要業務」を実施する体制を明確化するものである。
- 特措法上、指定公共機関に義務付けられた「新型インフルエンザ等対策業務」の一部は通常業務の「重要業務」に位置づけられるものであり、業務計画とBCPに記載される重要業務の範囲は重複することになる。

| 業務の区分  |                      | 概要                        |
|--------|----------------------|---------------------------|
| 発生時の業務 | 新型インフルエンザ等対策業務（重要業務） | ・ 特措法に規定されている業務 等         |
| 通常業務   | 重要業務                 | ・ 各指定公共機関において必要不可欠な優先業務 等 |
|        | 縮小・休止業務              | ・ その他                     |



## (参考8) 関係法令集

---

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/424AC0000000031>
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/425C00000000122>
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0000000114>
- ・ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）  
[https://laws.e-gov.go.jp/law/336AC0000000223#Mp-At\\_49](https://laws.e-gov.go.jp/law/336AC0000000223#Mp-At_49)